

府労委2020年(不)第15号 プール学院事件

2020年8月7日

大阪府労働委員会会長 様

大阪教育合同労働組合

準備書面(2)

申立人（以下「組合」という。）は標記事件について以下の通り主張する。

第1 府労委の求釈明について

申立人は、2020年7月9日付け大阪府労働委員会(以下「府労委」という。)からの求釈明に対して下記の通り答える。

1. 「乙第1号証に記載の令和元年2月14日及び同月15日における電話のやり取りについて、異議があるか否か述べてください。異議がある場合は、その内容を説明してください」との求釈明について

乙第1号証記載のやり取りの内容について異議はないが、学校法人プール学院(以下「学院」という。)が答弁書及び準備書面(1)において、2020年2月14日及び同月15日におけるやり取りについて、組合が「居座る旨を発言」、「脅迫した」としていることから、以下の項において反論する。

第2 学院側準備書面(1)に対する反論および主張

1. 「団交場所について(1)」について

団体交渉の場について学院から組合へはいずれもメールにおいて学外を示されたのみであり(甲第3・4号証)、組合が要求した学外開催の理由(甲第5・6・7号証)について説明は一切なかったことから、学院から組合へ申し入れたとの主張は失当であり、正しくは団交場所を指定したである。また、学院が準備書面(1)で主張する理由は2月17日のメールにおいても一切触れられておらず(甲第8号証)、組合は不知である。

学院が本件団交においても、学内での団交を拒む理由を明らかにしなかったことは、組合側準備書面(1)で示した通りである。

「同（２）」について

学院は非常勤講師が必ずしも、校内が団交場所として参加しやすいというわけでもない、と主張するが、その判断は組合員らが行うものであり、組合員らは勤務場所である校内の団交を当然に希望した。学院が指定した団交場所は、最寄駅からより遠く、学院の前を通り過ぎて徒歩約５分の位置にあるなど、組合員らにとっては物理的にも心理的にも不利益を生じさせたものである。

「同（３）」について

組合が事前折衝を申し入れるに至った経緯は、上記１．「団交場所について（１）」についての通り、団交開催にあたって理由を示すことなく学院が一方的に条件を指定したためである。

乙第１号証で示されたやり取りは、何度か電話で折衝を繰り返す中で、とりわけ団交時間、団交場所、学院側出席者について双方の認識の隔たりが大きく、また、学院からその理由が示されないため、実際に会って対面で折衝をして解決しようという組合の提案に関してなされたものである。

しかしながら、学院側窓口である法人事務局長■■■■氏は対面による折衝についても時間制限を示すなど、組合敵視また学院側書面で繰り返し「脅迫」という言葉を用いているように、組合への警戒が表れていた。組合はこのような学院の姿勢に対し、折衝が始まる前から終了時刻を指定されることは了解できないことを伝え、開始時刻を確認する、終了時刻を確認しないままとりあえず折衝を開始することを提案した。とりあえず開始時刻のみ確認して折衝を開始し、一方が所用のため席を立つ必要があるのならそうすればよい、そのことを組合は止めないとして、「席を立たれたらよい」と組合が発言したことがどうして「居座る」ことを宣言することになるのか、きわめて理解に苦しむものである。一方が席を立て折衝が事実上中断すれば、もう一方も退出するのは当然である。

また、学院はこのことをもって近隣施設での団体交渉を要請したことは合理性があると主張するが、学院が学外での団交・団交時間を示したのは、これらの折衝が行われる前の段階であり（甲第４号証）、学院の主張からは本件団交については、組合の申し入れ当初から差別的対応を行うつもりであったことが明確である。

２．「団体交渉の内容について（１）」について

組合側準備書面（１）に既述の通り、本件団交において学院は団交拒否の発言

を繰り返したことは事実である。

「同（２）」について

学院は組合との団交中にもかかわらず、組合の頭越しに一方向的に決定事項として全非常勤職員に賃金改定を周知したのである。このことは団交拒否・組合軽視を示しており、学院の支配介入の意図はないとの主張は失当である。また、就業規則変更等の労働者代表を選定してもらうことをも予定していたと主張するが、その後、どのように労働者代表が選出され、意見書が付されたのか不明である。釈明を求める。

以上